

申請する場所

市役所13階商工振興課
(☎321-1256)

【申請の流れ】

① 交付申請書の提出
(4月15日(水)から)

職場環境改善事業補助金交付申請書に
必要書類を添えて提出

交付決定通知書が送付されます

交付決定前に着工したり、備品を購入
したりした場合は、補助の対象になり
ません。必ず交付決定通知書を受け
てから着工・購入してください

※必要に応じて現地確認を行います

② 工事の開始・機器の購入

工事の発注先や備品の購入先は、市内
の業者に限ります

③ 実績報告書と請求書の提出

なるべく早めに実績報告書と請求書を提
出してください

確認後、
補助金が振り込まれます

大型換気扇で空気を入れ替え



遮断熱塗料を屋根に塗装



水冷扇で事業所内を冷却



工場内に大型エアコンを設置



快適な職場づくりを
支援します

申し込み
4/15(水)
から

職場の環境改善に最大500万円

申請の受け付けは、4月15日(水)からです。市役所13階商工振興課にある「職場環境改善事業補助金交付申請書」に必要な事項を記入し、申請に必要な書類を添えて同課へ提出してください。土・日曜日、祝日や、郵送での申請はできません。

申請書は、3月6日(金)から商工振興課で配布する他、市ホームページからダウンロードもできます。

申請書類の受け付け後、1

ません

対象となる工事など

① 屋根や壁の遮断熱塗料の塗装

② 冷風機や暖房機などの購入

※工事の発注先や備品の購入先は、市内に本社のある業者に限ります

補助金額

① ②それぞれにかかった費用の2分の1を補助、最大500万円。同時に複数の建物で施工する工事なども1回で申請できます。その場合、建物ごとに補助額を計算します。申請は1事業者につき1回です。

申請に向けて早めに準備をしてください



暖房機など1台の導入でも補助金の申請は可能です

か月程度で補助金の交付の可否を申請者に通知します。審査の際、必要に応じて現地調査を行うこともあります。市から交付の決定を受ける前に、塗装したり設備を導入したりした場合は、補助の対象になりません。必ず事前に申請してください。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。

申請に必要な書類

- 申請内訳書
- 見積書(市内の業者を利用したことが分かる物、遮断熱塗料は塗装面積の積算内容が分かる物)
- 設備の設置前の状況が分かる写真
- 建物の配置、施工位置の分かる図面
- 納税証明書
- 建物所有者の工事同意書など市長が必要と認める書類

市は、市内で頑張っている事業者を応援するため「職場環境改善事業補助金」を来年度から新たに始める予定です(3月議会承認後)。事業者が工場などに、遮断熱塗料や空調設備を導入する場合、それぞれ最大500万円を補助するものです。申請は、4月15日(水)から受け付けます。

現在市内に占める中小企業の割合は99.7%。そこに働く人たちの職場環境の改善を後押しします。補助金を活用して、快適な職場づくりに役立ててください。

問い合わせは、商工振興課(☎321-1256)へ。

例えば…
エアコンを工場内に導入

